

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(平成20年3月31日京都市条例第65号) (総務局人事部給与課)

諸般の状況により、非常勤の職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の報酬の支給額を次のとおり改定するとともに、規定を整備することとしました。

- 1 京都市立京北病院に勤務する非常勤の医師に支給する報酬の月額の上限を次のとおり改定します。

改 正 前	改 正 後
579,000円以内	910,000円以内

- 2 退職した月に係る報酬の支給額を次のとおり改定します。

改 正 前	改 正 後
退職した日の属する月の月分の報酬の全額	日割りにより計算した報酬の額

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第65号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 京都市立京北病院に勤務する非常勤の医師に係る第1項第18号の規定の適用については、同号中「579,000円」とあるのは、「910,000円」とする。
- 第4条第1項中「就職した」を「就職し、若しくは退職した」に、「のあった」を「があった」に、「日割をもって」を「日割りにより」に改め、同条第2項中「退職又は」を「報酬を受けるべき者が」に、「者に対して」を「とき」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)